

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年10月5日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 水原南ショッピングセンター
所在地 阿賀野市市野山字大坪221外
設置者 株式会社ウオロク
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
(変更前) サムズウオロク水原店
(変更後) 水原南ショッピングセンター
 - (2) 大規模小売店舗の所在地
(変更前) 阿賀野市市野山字大坪215-1
(変更後) 阿賀野市市野山字大坪221外
 - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社ウオロク 他7者
(変更後) 株式会社ウオロク 他4者
- 3 変更年月日
 - (1)及び(2) 平成30年8月20日
 - (3) 平成30年8月15日 他
- 4 変更の理由
 - (1) ショッピングセンターとしての名称を確立するため
 - (2) 住所表記を統一するため
 - (3) 小売業者の出退店、小売店舗名称、小売店舗の代表者氏名の変更が生じたため
- 5 届出年月日
平成30年9月25日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、阿賀野市産業建設部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成30年10月5日から平成31年2月5日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp